

## 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要

### 1 条例制定にあたっての国の基準

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
  - ・ 第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項
  - ・ 第 24 条第 1 項及び第 2 項
  - ・ 第 34 条の 15 第 1 項及び第 2 項
  - ・ 第 34 条の 16 第 1 項及び第 2 項
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）

### 2 概要

家庭的保育事業等は、新制度により、新たに市町村事業として位置付けられ、原則 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、次の 4 類型があります。

- (1) 家庭的保育事業
- (2) 小規模保育事業
- (3) 居宅訪問型保育事業
- (4) 事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供。）

これに伴い、家庭的保育事業等の設置者や事業者については、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、本町の条例により定める設備及び運営に関する基準を満たす必要があるとされております。

本町では、国の基準どおり、条例を定めることとしたいと考えます。

#### <対象となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の種類及び類型>

- ・ 小規模保育事業  
利用定員が 6 人以上 19 人以下の保育施設で、主に 0～2 歳児の保育を行う事業
- ・ 家庭的保育事業  
保育者の居宅等において 5 人以下の主に 0～2 歳児の保育を行う事業
- ・ 事業所内保育事業  
企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする主に 0～2 歳児の保育を行う事業
- ・ 居宅訪問型保育  
保育を必要とする子どもの居宅において、0～2 歳児の保育を行う事業

○「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」（関係分抜粋）

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(以下 略)